

## 「中華人民共和國專利法修正案(草案)」 改正前後対照表

(赤字は削除又は移動内容を表し、太字は新規追加内容を表す)

現行法 第一章 総則	改正案(草案) 第一章 総則	二次審議稿 第一章 総則
<p>第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術 方案を指す。 実用新案とは、物品の形状、構造又はその組合せに対する、実用 に適した新たな技術方案を指す。 意匠とは、物品の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様 との結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適し た新たなデザインを指す。</p>	<p>第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術 方案を指す。 実用新案とは、物品の形状、構造又はその組合せに対する、実用 に適した新たな技術方案を指す。 意匠とは、物品の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様 との結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適し た新たなデザインを指す。</p>	<p>第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術 方案を指す。 実用新案とは、物品の形状、構造又はその組合せに対する、実用 に適した新たな技術方案を指す。 意匠とは、物品の<b>全体又は一部</b>の形状、模様又はその結合及び色 彩と形状、模様との結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業 上の応用に適した新たなデザインを指す。</p>
<p>第六条 所属単位の職務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件 を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創 造の専利出願権は当該単位の専利権者とする。 非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は考案者に帰 属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者 とする。 所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造につい て、単位と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願権及び専 利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>	<p>第六条 所属単位の職務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件 を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創 造の専利出願権は当該単位の専利権者とする。<b>当該単位は、関連発明創造の実施と活 用を促進するよう、職務発明創造の専利出願権や専利権を法によ り処置し、所有権による激励を実施し、株式、オプション、配当 等の方式によって、発明者又は考案者に合理的にイノベーション の収益を共有させることができる。</b> 非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は考案者に帰 属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者 とする。 所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造につい て、単位と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願権及び専 利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>	<p>第六条 所属単位の職務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件 を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創 造の専利出願権は当該単位の専利権者とする。当該単位は、関連発明創造の実施と活 用を促進するよう、その職務発明創造の専利出願権や専利権を<b>法 により処置することができる。</b> 非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は考案者に帰 属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者 とする。 所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造につい て、単位と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願権及び専 利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>
<p>第十四条 国有企業事業機関の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して 重大な意味を持つ場合、國務院関係主管部門及び省・自治区・直 轄市人民政府は國務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・ 応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾するこ とができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支 払う。</p>	<p><b>(第四十九条に変更)</b></p>	
<p>第十六条 専利権を付与された機関は、職務発明創造の発明者又は考案者に 対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応 用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理 的な報酬を与える。</p>	<p>第十五条 専利権を付与された機関は、職務発明創造の発明者又は考案者に 対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応 用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理 的な報酬を与える。</p>	<p>第十五条 専利権を付与された機関は、職務発明創造の発明者又は考案者に 対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応 用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理 的な報酬を与える。 <b>国は、発明者又は考案者が合理的にイノベーションによる収益を 共有できるよう、専利権を付与された機関が株式、オプション、 配当等の方式を通じて財産権による激励を実施することを奨励す る。</b></p>

現行法	改正案（草案）	二次審議稿
	<p>第二十条            専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益と他人の合法的な権益を害したり、競争を排除、制限したりしてはならない。</p>	<p>第二十条            専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。  <b>専利権を濫用して競争を排除し又は制限し、独占行為を構成した場合、「中華人民共和国独占禁止法」に従って処理する。</b></p>
<p>第二十一条            国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。            国務院専利行政部門は包括的、正確かつ速やかに専利情報を発表し、<b>専利公報を定期的に発行し</b>なければならない。            専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第二十一条            国務院専利行政部門<b>及びその専利復審委員会</b>は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。            国務院専利行政部門は、<b>専利情報公共サービス体系の構築を強化し、定期的に専利公報を出版し</b>、専利情報を完全、的確、適時に発布し、<b>専利情報の基礎データを提供し、専利情報の伝播と活用を促進しなければならない</b>。            専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第二十一条            国務院専利行政部門は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。            国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を強化し、専利情報を完全、的確、適時に発布し、専利の基礎データを提供し、<b>定期的に専利公報を出版し</b>、専利情報の伝播と活用を促進しなければならない。            専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>
<p>第二十四条            専利を出願する発明創造について、出願日前6か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。            (一) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合            (二) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合            (三) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合</p>	<p>第二十四条            専利を出願する発明創造について、出願日前6か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。            (一) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合            (二) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合            (三) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合</p>	<p>第二十四条            専利を出願する発明創造について、出願日前6か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。            (一) <b>国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合</b>            (二) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合            (三) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合            (四) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合</p>
<p>第二十五条            以下に掲げる各号には専利権を付与しない。            (一) 科学上の発見            (二) 知的活動の規則及び方法            (三) 疾病の診断及び治療方法            (四) 動物と植物の品種            (五) 原子核の変換方法で得られた物質            (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に表示を機能とするデザイン            前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>	<p>第二十五条            以下に掲げる各号には専利権を付与しない。            (一) 科学上の発見            (二) 知的活動の規則及び方法            (三) 疾病の診断及び治療方法            (四) 動物と植物の品種            (五) <b>原子核の変換方法及び</b>原子核の変換方法で得られた物質            (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に表示を機能とするデザイン            前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>	<p>第二十五条            以下に掲げる各号には専利権を付与しない。            (一) 科学上の発見            (二) 知的活動の規則及び方法            (三) 疾病の診断及び治療方法            (四) 動物と植物の品種            (五) 原子核の変換方法及び原子核の変換方法で得られた物質            (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に表示を機能とするデザイン            前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>

現行法	改正案（草案）	二次審議稿
<p>第二十九条 出願人が発明又は実用新案を外国で初めて出願した日から12か月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から6か月以内に、中国で再び同一の主題について専利出願する場合、当該外国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。 出願人が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12か月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題について専利を出願する場合、優先権を受けることができる。</p>	<p>第二十九条 出願人が発明又は実用新案を外国で初めて出願した日から12か月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から6か月以内に、中国で再び同一の主題について専利出願する場合、当該外国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。 出願人は、発明又は実用新案について中国で最初に専利出願を提出した日から12ヶ月以内に、又は意匠について中国で最初に専利出願を提出した日から6ヶ月以内に、また国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願を提出する場合、優先権を享受できる。</p>	<p>第二十九条 出願人が発明又は実用新案を外国で初めて出願した日から12か月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から6か月以内に、中国で再び同一の主題について専利出願する場合、当該外国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。 出願人は、発明又は実用新案について中国で最初に専利出願を提出した日から12ヶ月以内に、又は意匠について中国で最初に専利出願を提出した日から6ヶ月以内に、また国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願を提出する場合、優先権を享受できる。</p>
<p>第三十条 出願人が優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ3か月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面による声明を提出せず、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合、優先権を要求しなかったものと見なす。</p>	<p>第三十条 出願人が優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ最初に発明、実用新案専利について出願を提出した日から16ヶ月以内に、又は意匠専利について出願を提出した日から3ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面による声明を提出しせず、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合、優先権を要求しなかったものと見なす。</p>	<p>第三十条 出願人が発明、実用新案について専利優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ最初に専利出願を提出した日から16ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。 出願人が意匠について専利優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ最初に専利出願を提出した日から3ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。 出願人が書面による声明を提出せず、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合は、優先権を要求しなかったものと見なす。</p>
<p>第四十一条 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。 専利復審委員会は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。 専利出願人は専利復審委員会の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第四十一条 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。 専利復審委員会は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。 専利出願人は専利復審委員会の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第四十一条 専利出願人は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3か月以内に、国務院専利行政部門に不服審判を請求することができる。国務院専利行政部門は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。 専利出願人は国務院専利行政部門の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第四十二条 発明特許権の期限は20年とし、実用新案専利権と意匠専利権の期限は10年とする。いずれも出願日から起算する。</p>	<p>第四十二条 発明専利権の期限は20年、実用新案専利権の期限は10年、意匠専利権の期限は15年とし、いずれも出願日から起算する。 革新薬品の発売審査、評価、承認にかかった時間を補償するために、中国国内と国外で同時に発売を申請した革新薬品発明専利に対し、国務院は専利権の期間を延長すると決定することができるが、延長期間は5年を超えないものとし、革新薬品発売後の専利権合計有効期間は14年を超えないものとする。</p>	<p>第四十二条 発明専利権の期限は20年、実用新案専利権の期限は10年、意匠専利権の期限は15年とし、いずれも出願日から起算する。 発明専利の出願日から起算して満4年、かつ実体審査請求日から起算して満3年後に発明専利が付与された場合、専利権者は専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延について専利有効期間の補償を請求することができるが、出願人に起因する不合理な遅延は除く。 新薬の発売審査、評価、承認にかかった時間を補償するために、中国国内での発売許可を得られた新薬発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて期間の補償を与えることができる。補償の期間は5年を超えないものとし、新薬発売後の専利権の合計有効期間は14年を超えないものとする。</p>

現行法	改正案（草案）	二次審議稿
<p>第四十五条            国务院專利行政部門が專利權付与を公告した日から、いかなる機關又は個人が、当該專利權の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は專利復審委員会に当該專利權の無効審判を請求することができる。</p>	<p>第四十五条            国务院專利行政部門が專利權付与を公告した日から、いかなる機關又は個人が、当該專利權の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は<b>專利復審委員会</b>に当該專利權の無効審判を請求することができる。</p>	<p>第四十五条            国务院專利行政部門が專利權付与を公告した日から、いかなる機關又は個人が、当該專利權の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は<b>国务院專利行政部門</b>に当該專利權の無効審判を請求することができる。</p>
<p>第四十六条            專利復審委員会は專利權無効審判請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び專利權者に通知する。專利權の無効審判が決定された場合、国务院專利行政部門が登記及び公告を行う。            專利復審委員会の專利權無効審判又は專利權維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>第四十六条  <b>專利復審委員会</b>は專利權無効審判請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び專利權者に通知する。專利權の無効審判が決定された場合、国务院專利行政部門が登記及び公告を行う。  <b>專利復審委員会</b>の專利權無効審判又は專利權維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>第四十六条  <b>国务院專利行政部門</b>は專利權無効審判請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び專利權者に通知する。專利權の無効審判が決定された場合、国务院專利行政部門が登記及び公告を行う。  <b>国务院專利行政部門</b>の專利權無効審判又は專利權維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>
<b>第六章 專利実施の強制許諾</b>	<b>第六章 專利実施の特別許諾</b>	<b>第六章 專利実施の特別許諾</b>
	<p>第四十八条            国务院專利行政部門、地方人民政府の專利事業管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、專利公共サービスを強化し、專利の実施と活用を促進しなければならない。</p>	<p>第四十八条            国务院專利行政部門、地方人民政府の專利事業管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、專利公共サービスを強化し、專利の実施と活用を促進しなければならない。</p>
<p>第十四条            国有企業事業機關の發明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国务院關係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国务院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて專利權者に使用料を支払う。</p>	<p>第四十九条            国有企業事業機關の發明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国务院關係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国务院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて專利權者に使用料を支払う。</p>	<p>第四十九条            国有企業事業機關の發明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国务院關係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国务院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて專利權者に使用料を支払う。</p>
	<p>第五十条            專利權者が書面にて国务院專利行政部門に如何なる団体又は個人にもその專利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国务院專利行政部門はそれを公告し、開放的許諾とする。実用新案、意匠專利について開放的許諾声明をする場合、專利權評価報告書を提供しなければならない。            專利權者が開放的許諾声明を撤回する場合、その旨を記載する書面を提出し、国务院專利行政部門によって公告されなければならない。開放的許諾声明が公告を経て撤回された場合、それまでに</p>	<p>第五十条            專利權者は書面にて国务院專利行政部門に如何なる団体又は個人にもその專利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国务院專利行政部門はそれを公告し、開放的許諾とする。実用新案、意匠專利について開放的許諾声明をする場合、專利權評価報告書を提供しなければならない。            專利權者が開放的許諾声明を撤回する場合、その旨を記載する書面を提出し、国务院專利行政部門によって公告されなければならない。開放的許諾声明が公告を経て撤回された場合、それまでに</p>

現行法	改正案（草案）	二次審議稿
	<p>第五十一条 開放的許諾専利を実施する意思のある如何なる機関又は個人でも、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方式、基準に従って許諾使用料を支払った場合、専利実施許諾を受けたとする。 開放的許諾期間中において、専利権者は当該専利について専用又は排他的実施権を与えてはならない。</p>	<p>第五十一条 開放的許諾専利を実施する意思のある如何なる機関又は個人でも、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾実施料の支払方式、基準に従って許諾実施料を支払った場合、専利実施許諾を受けたとする。 開放的許諾期間中において、<b>専利権者は被許諾者と許諾実施料について協議した後に通常実施権を与えることもできるが</b>、当該専利について専用権又は排他的実施権を与えてはならない。</p>
	<p>第五十二条 当事者は開放的許諾の実施について紛争が生じた場合、国務院専利行政部門に調停を請求することができる。</p>	<p>第五十二条 当事者は開放的許諾の実施について紛争が生じた場合、<b>当事者間の協議によって解決する。協議する意向がない又は協議しても解決できなかった場合</b>、国務院専利行政部門に調停を請求することができるほか、<b>人民法院に提訴することもできる。</b></p>
<p>第六十一条 専利権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に係る場合、同様の製品を製造する機関又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。 専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に係る場合、人民法院又は専利事務管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ったうえ作成した評価報告を提出するよう要求することができる。</p>	<p>第六十六条 専利権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に係る場合、同様の製品を製造する機関又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。 専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に係る場合、人民法院又は専利事務管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ったうえ作成した評価報告を提出するよう要求することができる。<b>双方当事者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。</b></p>	<p>第六十六条 専利権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に係る場合、同様の製品を製造する機関又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。 専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利事務管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害紛争を審議、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ったうえ作成した専利権評価報告書を提出するよう要求することができる。<b>専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。</b></p>
<p>第六十三条 専利を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、<b>専利事務管理部門</b>が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の<b>4</b>倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は<b>20</b>万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第六十八条 専利を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、<b>専利法執行担当部門</b>は是正を命じたうえ、公告し、違法所得を没収し、違法所得の<b>5</b>倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない又は<b>違法所得が5万元以下の場合</b>、<b>25</b>万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第六十八条 専利を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、専利法執行担当部門は是正を命じたうえ、公告し、違法所得を没収し、かつ違法所得の<b>5</b>倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない又は違法所得が<b>5万元以下の場合</b>、<b>25</b>万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p>

現行法	改正案（草案）	二次審議稿
<p>第六十四条            専利事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて専利詐称被疑行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、専利製品詐称の製品であることを証明する証拠があった場合はそれを封鎖するか、又は差し押さえることができる。            専利事務管理部門が法により前項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否又は妨害したりしてはならない。</p>	<p>第六十九条  <b>専利事業管理部門、専利法執行担当部門</b>は取得した証拠に基づき、<b>専利権侵害</b>、専利詐称の嫌疑行為を処理、摘発するにあたって、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、専利製品詐称の製品であることを証明する証拠があった場合はそれを封鎖するか、又は差し押さえることができる。  <b>専利事業管理部門、専利法執行担当部門</b>が法により前項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否又は妨害したりしてはならない。</p>	<p>第六十九条  <b>専利法執行担当部門は、取得した証拠に基づき、専利詐称の嫌疑行為を摘発するにあたって、次の措置をとる権限を有する。</b>            （一） 関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査する。            （二） 当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施する。            （三） 違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製する。            （四） 違法被疑行為と関連する製品を検査する。            （五） 専利詐称の製品であることを証明する証拠があった場合は、それを封鎖するか、又は差し押さえることができる。  <b>専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、前項（一）（二）（四）の措置をとることができる。</b>  <b>専利法執行担当部門、専利事業管理部門が法により前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否又は妨害してはならない。</b></p>
	<p>第七十条            国务院専利行政部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。            地方人民政府の専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内においてその同一専利権を侵害した事件を併合して処理することができる。地域を跨ってその同一専利権を侵害した事件について、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。</p>	<p>第七十条            国务院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。            地方人民政府の専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。</p>
	<p>第七十一条            専利権者又は利害関係者は、人民法院による発効した判決書、裁定書、調停調書、又は専利事業管理部門が下した権利侵害差止決定に基づき、権利侵害製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダーに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダーは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じた場合、損害の拡大部分について、権利を侵害したネットワークユーザーと連帯責任を負う。            専利法執行担当部門は、詐称専利に対し是正を命じる決定を下した後、専利詐称製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダーに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダーは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>(削除)</b></p>

現行法	改正案（草案）	二次審議稿
<p>第六十五条            専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数に応じて確定する。<b>賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。</b>            権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利許諾実施料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 1 0 0 万元以下の賠償を認定することができる。</p>	<p>第七十二条            専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失で<b>確定する。実際の損失の確定が困難である場合</b>、権利侵害者が権利侵害によって得た利益<b>で確定することができる</b>。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。<b>故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。</b>            権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び専利許諾使用料のいずれも確定が困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、<b>1 0 万元以上 5 0 0 万元</b>以下の賠償と確定することができる。            賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれなければならない。  <b>人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者はそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。</b></p>	<p>第七十一条            専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益で確定する。権利者の損失<b>又は</b>権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。            権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び専利許諾実施料のいずれも確定が困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質と情状等の要素に基づき、<b>5 0 0 万元</b>以下の賠償と確定することができる。            賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれなければならない。            人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者はそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。</p>
<p>第六十六条            専利権者又は利害関係者は、他人が専利権侵害行為を実施しているか又は実施しようとし、それを速やかに制止しないとその合法的な權益が回復し難い損害を受けてしまうことを裏付ける証拠がある場合、提訴前に人民法院に関連行為を差止める措置を講じるよう申請することができる。  <b>申請者は申請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は申請を却下する。</b>            人民法院は申請を受けてから<b>4 8 時間</b>以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は<b>4 8 時間</b>延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を申請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。            申請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から<b>1 5 日</b>以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。  <b>申請に誤りがあった場合、申請者は、関連行為の停止によって被申請者が被った損失を賠償しなければならない。</b></p>	<p>第七十三条            専利権者又は利害関係者は、他人が専利権侵害行為を実施しているか又は実施しようとし、それを速やかに制止しないとその合法的な權益が回復し難い損害を受けてしまうことを裏付ける証拠がある場合、提訴前に<b>法により</b>人民法院に関連行為を差止める措置を講じるよう申請することができる。</p>	<p>第七十二条            専利権者又は利害関係者は、他人が専利権侵害行為を実施しているか又は実施しようとし、それを速やかに制止しないとその合法的な權益が回復し難い損害を受けてしまうことを裏付ける証拠がある場合、提訴前に<b>法により</b>人民法院に関連行為を差止める措置を講じるよう申請することができる。</p>

現行法	改正案（草案）	二次審議稿
<p>第六十七条            専利権侵害行為を制止するために、証拠は消滅する恐れがあり又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に人民法院に証拠保全を申請することができる。  <b>人民法院は保全措置を講じる場合、申請者に担保の提供を命令することができる。申請者が担保を提供しない場合は申請を却下する。</b>  <b>人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。</b>  <b>申請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。</b></p>	<p>第七十四条            専利権侵害行為を制止するために、証拠は消滅する恐れがあり又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に<b>法により</b>人民法院に証拠保全を申請することができる。</p>	<p>第七十三条            専利権侵害行為を制止するために、証拠は消滅する恐れがあり又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に<b>法により</b>人民法院に証拠保全を申請することができる。</p>
<p>第六十八条            専利権侵害の訴訟時効は<b>2</b>年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得た日より起算する。            発明特許の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は<b>2</b>年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。</p>	<p>第七十五条            専利権侵害の訴訟時効は<b>3</b>年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得た日より起算する。            発明特許の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は<b>3</b>年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。</p>	<p>第七十四条            専利権侵害の訴訟時効は3年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為<b>及び侵害者</b>を知った日又は知り得た日より起算する。            発明特許の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は3年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。</p>
<p>第六十九条            以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。            （一）専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの機関及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。            （二）専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用の必要準備を終え、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。            （三）臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は互恵の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合。            （四）専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。            （五）行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。</p>	<p>第七十六条            以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。            （一）専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの機関及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。            （二）専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用の必要準備を終え、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。            （三）臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は互恵の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合。            （四）専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。            （五）行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。</p>	<p>第七十五条            以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。            （一）専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの機関及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。            （二）専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用の必要準備を終え、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。            （三）臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は互恵の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合。            （四）専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。            （五）行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。  <b>専利権者又は利害関係者は、発売許可申請中の薬品の関連技術方案が中国発売薬品専利情報登記プラットフォームに掲載された関連専利権の保護範囲に含まれていると考える場合、國務院薬品監督管理部門が薬品発売許可申請を公布した日から30日以内に、人民法院に提訴するか又は國務院専利行政部門に行政裁決を申し立てることができる。専利権者又は利害関係者が期限を過ぎても提訴もせず行政裁決も申し立てなかった場合、薬品発売許可申請</b></p>



現行法	改正案（草案）	二次審議稿
		<p>者は、人民法院又は國務院専利行政部門に、発売許可申請中の薬品の関連技術方案が中国発売薬品専利情報登記プラットフォームに掲載された関連専利権の保護範囲に含まれていないことを確認するよう請求することができる。</p> <p>人民法院又は國務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求が受理された日から9か月以内に発効裁判又は行政裁決を下した場合は、技術審査に合格した化学薬品の発売許可申請について、國務院薬品監督管理部門は、人民法院の裁判又は國務院専利行政部門の行政裁決に基づき、薬品発売の可否を決定することができる。当事者は國務院専利行政部門の行政裁決に不服がある場合は、行政裁決を受領した日から15日以内に人民法院に提訴することができる。</p> <p>國務院薬品監督管理部門は國務院専利行政部門と共同して、薬品発売許可審査と薬品発売許可申請段階の専利紛争解決の具体的な協働方法を制定し、國務院に報告して承認を得てから施行する。</p>
<p>第七十二条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所属機関又は上級主管機関が行政処分を行う。</p>	<p>(削除)</p>	
<p>第七十三条 専利事務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。 専利事務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により<b>行政</b>処分を行う。</p>	<p>第七十九条 専利事務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。 専利事務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により処分を行う。</p>	<p>第七十八条 専利事務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。 専利事務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により処分を行う。</p>
<p>第七十四条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法により<b>行政</b>処分を行う。</p>	<p>第八十条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法により処分を行う。</p>	<p>第七十九条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法により処分を行う。</p>

出典：全人代HP

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808172b5fee8017313b6232c2b55>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。